

藤沢支部における 労働災害防止活動についての新たな取組

いすゞ自動車株式会社 藤沢工場
労務部 森 淳美

1. 藤沢支部の紹介

労務安全衛生協会藤沢支部は藤沢駅徒歩約5分の立地に所在し、藤沢労働基準監督署に隣接しています。また、藤沢市はアメリカ・フロリダ州マイアミビーチとは姉妹都市提携64年を迎え、「東洋のマイアミ海岸」と呼ばれており、都市の形態や特色が似ている観光地です。

こういった風光明媚な立地の中、319社（2021年度）の会員事業場の皆さんと日々安全衛生活動を行っています。労働災害については721件（2021年度）となり、死亡災害についても6名であり何れも前年度を上回りました。本年度は四半期を過ぎていないにも関わらず、労働災害及び死亡事故は昨年度を上回る勢いです。また6月に入り管内において、死亡事故・重篤災害が立て続けに発生。これを受け7月1日に藤沢労働基準監督署から「墜落死亡災害の防止対策の強化について（緊急要請）」が支部長宛に発せられました（図1）。

我々藤沢支部でも独自に「緊急要請についてお願い」として、支部長から全ての会員事業場へ「墜落死亡災害の防止対策の強化について（緊急要請）」と共に周知致しました（図2）。

2. 新たな取組について

私が勤務しておりますいすゞ自動車藤沢工場は、1961年に操業を開始して今年で61年を迎えました。従業員数は約8,500名。敷地面積は約101万平方メートル（東京ドーム約23個分またはディズニーランド+ディズニーシー。）程で、小型、中型、大型トラックを生産しています。昨年からは工場の一部を開放し新型コロナウイルスワクチン接種の場を設けさせて頂き多くの方々にご利用頂いた他、微酸性電解水の配布も行いました。いすゞ自動車では「安心・安全で住みやすい街作り」に貢献出来るよう、今後も時事や情勢に応じたCSR活動を行って参ります。



図1. 墜落死亡災害の防止対策の強化について（緊急要請）



藤沢基署発0701第1号
令和4年7月1日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会
藤沢支部長 通山 哲 殿

藤沢労働基準監督署長

墜落死亡災害の防止対策の強化について（緊急要請）

日頃から労働行政の推進について、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当署管内における本年の死亡災害の発生状況ですが、5月末までは0名でしたが、6月下旬に2件立て続けに発生しています。

6月28日には工場内において、トラックの荷台上で作業していた労働者が約2.3m 墜落して死亡し、6月29日には民家の解体作業現場で労働者が約4.7m墜落して死亡する災害が発生しています。また、当署管内においては上記以外にも6月20日以降、いわゆる「一人親方」とされる者の死亡災害を含め、複数の墜落災害が発生しています。

これらの多くは墜落防止対策が不十分な状態で作業が行われていたことが原因で発生したと考えられ、当署管内における安全水準の低下が懸念されるものです。

本年は、第13次労働災害防止推進計画の最終年に当たります。残念ながら当署の目標とした令和4年の死亡労働者0人は達成することができませんでしたが、これ以上の墜落死亡災害を発生させないために下記の取り組みについて実施していただきますよう、貴団体の会員事業場に周知していただきたく要請いたします。

記

- 1 企業のトップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施し、墜落危険箇所の総点検を実施し、必要な措置を講じること。
- 2 作業計画、作業手順書の作成、見直しを行い充分な墜落防止対策を講じたいうで作業を実施すること。
- 3 高所作業を行う場合、保護棚、要求性能墜落制止用器具の着用状況について点検すること。
- 4 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底し、労働者の危険に対する意識を高めること。

図2. 藤沢労働基準監督署管内での墜落死亡事故を受けた緊急要請（お願い）

2022年7月4日

神奈川労働安全衛生協会藤沢支部
会員各位

神奈川労働安全衛生協会藤沢支部
支部長 通山 哲

藤沢労働基準監督署管内での墜落死亡事故を受けた緊急要請（お願い）

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会藤沢支部 会員事業場の皆様におかれましては、日頃より藤沢支部活動にご尽力頂き厚くお礼申し上げます。

さて、藤沢署管内において、墜落死亡災害が6月28日と6月29日に立て続けに2件発生致しました。これ以外にも6月20日以降「一人親方」とされる方の死亡災害を含め、複数の墜落災害が発生しており、これらの多くは墜落防止対策が不十分な状態で作業が行われたことが原因で発生したと考えられ、藤沢署管内における安全水準の低下が懸念されるものです。

このことから、令和4年7月1日付、藤沢基署発0701第1号において、**「藤沢労働基準監督署長より当協会会員事業場の皆様へ「墜落死亡災害の防止対策の強化について」下記の取り組みを実施していただくよう、緊急要請が発出されました。」**

当協会としても会員事業場に於いて、これ以上の墜落死亡災害を発生させないため、工事を行う協力企業を含め安全に対する取り組みの実施について確実な周知をお願い致します。特に下請け企業、一人親方を含む孫請け企業の混在した工事は、作業内容の把握が困難な場合もありますので、工事管理体制を確認頂き、取り組みが確実に実施されているか安全パトロールにて確認をお願い致します。

【藤沢労働基準監督署長指示の取り組み事項】

- 1 企業のトップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施し、墜落危険箇所の総点検を実施し、必要な措置を講じること。
- 2 作業計画、作業手順書の作成、見直しを行い充分な墜落防止対策を講じたいうで作業を実施すること。
- 3 高所作業を行う場合、保護棚、要求性能墜落制止用器具の着用状況について点検すること。
- 4 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底し、労働者の危険に対する意識を高めること。

なお、当協会ではフルハーネス型墜落制止用器具特別教育等の各種教育を実施しております。高所作業従事者の正しい知識習得と安全確保に向け、ご活用をお願い致します。

以上

さて、今年度からはいすゞ自動車藤沢工場は支部長会社を努めさせて頂く事となりました。奇しくも今年度は第13次労働災害防止計画の最終年度であります。全国的に災害数は上昇傾向であり、藤沢管内についても同様な傾向です。従い、より一層の労働災害防止活動を行うべく今までの概念に囚われない活動を支部長方針（図3）とし、支部長自ら各部会へ丁寧な内容説明を行っております。藤沢支部では「労働災害防止」について、全員が一致団結し労働災害を「出さない・出させない」を念頭に2つの取組にチャレンジして行きます。



新型コロナウイルスワクチン接種会場の様子



微酸性電解水配布中

図3. 支部長方針

3. 課題解決に向けた具体的施策

(1) 藤沢労働基準監督署の労災防止に関する指導内容の各企業での実効性向上

① 労働基準監督署にて会員企業の現場・現物を現認頂き、その場でご意見・ご指導を賜る事でより一層安全への意識が高まり全員で「労働災害を出さない・出させない」に取り組むよう労働災害防止への実効性を引き上げる。実施内容は支部報、ホームページ等にて周知し会員企業へフィードバックし、現認頂いた企業同様に労働災害防止へ活かす。
(※第1回を支部長会社（いすゞ自動車藤沢工場）にて実施した。2回目以降は要検討。）

② 各研修会冒頭、労働基準監督署より労働災害防止について注意喚起を賜ることで、実務者へも周知し労働災害防止への意識を隅々まで行き渡らせる。
(7月27日職長教育より実施。なお、労働災害死亡事故多発を受け急遽7月4日支部長代行にてKYT教育冒頭で先行実施した。)

③ 役員会等における審議項目を見直し、安全活動についての時間を設け、労働基準監督署⇄事業場との相互における情報や意見交換を行うことで、実益ある内容に改善する。

支部長の方針

労働基準監督署との関係強化と労働災害防止の徹底

労働基準監督署との関係強化と労働災害防止の徹底

労働基準監督署との関係強化と労働災害防止の徹底

労働基準監督署との関係強化と労働災害防止の徹底

労働基準監督署との関係強化と労働災害防止の徹底

労働基準監督署との関係強化と労働災害防止の徹底

取組1 一体となって!! 現場で現物による現認会の実施（未然防止活動1）

支部長会社自ら立ち上がり、令和4年6月28日に労働基準監督署を藤沢工場へお迎えし現認会を行いました。労働基準監督署の参加者は総員7名。藤沢管内以外にも平塚、小田原の各監督署からもご来社頂きました。



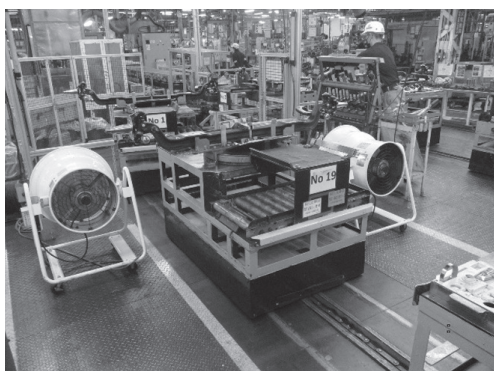
当日は異例の梅雨明け翌日とあって外気温は35℃前後を記録しました。午前中は座学を中心に、藤沢工場での労働災害事例、安全活動についての取組のご説明。転倒つまずき防止安全靴や安全装置、新たに導入した作業服等についての現物確認。



午後は、フォークリフト災害防止活動の一環で行っている研修場及び実務での荷役作業場についての災害防止活動。プレス機械の操作・作業安全管理。溶接ヒューム暴露防止対策状況等を中心に工場内外の現認。

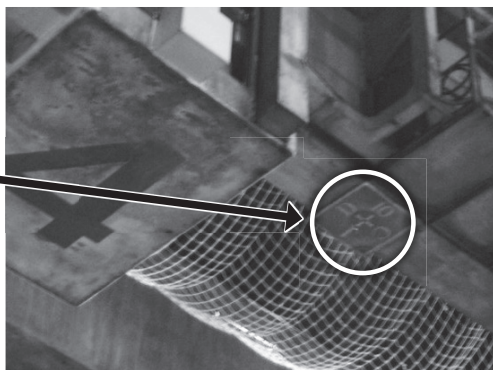
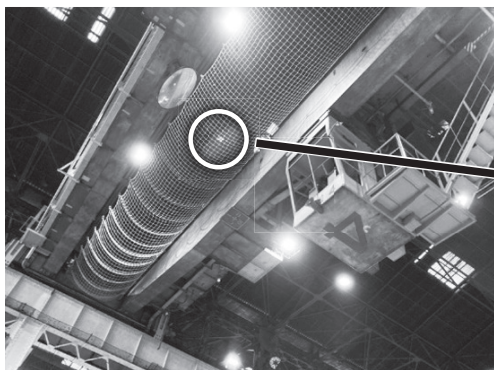


猛暑と言う厳しい状況下での現認会ではあったものの、暑熱対策を行いながらの中での作業者の姿を見て頂いた事は安全・衛生についてご理解頂く絶好の機会でも有り非常に意義があるものと感じました。



暑熱対策についての現認（大型ファン、スポットクーラー等）

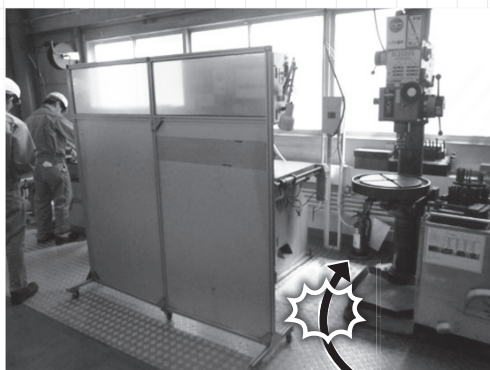
日頃気づかない事、当たり前感じていた事が時代と共に遅れている事やもう一步踏み込んだ安全活動。我々では気づけなかった事象について、互いに忌憚ない意見や質問が飛び交い非常に充実した内容であり、労働災害防止活動に向けた意識の“一体感”を互いに確認し感じた現認会でした。



クレーンの方向板が小さくて見えにくい



カーブミラーが油膜で汚れており見にくい



消火器までの動線上に障害物がある



現場での現認ゆえに、かなり踏み込んだ質疑応答が飛び交った



藤沢労働基準監督署長殿からの総括では

- ①安全衛生に対する姿勢がよく分かった。
- ②高齢者の特性に配慮した事業所運営により、災害を減らすことを願いたい。
- ③異常発生時等において作業者が機械を止めることに躊躇することが無いような職場風土醸成作りをお願いしたい。

以上のお言葉を頂きました。

早速、頂いた課題を速やかに社内へ展開し課題についての進め方や対策等のアクションプランを立案し推進しています。



取組2 寄り添う!! 労働災害についての注意喚起の実施（未然防止活動2）

令和4年7月27日に職長教育、8月25日にフルハーネス特別教育において藤沢労働基準監督署安全衛生課長殿にご登壇頂き、労働災害についての注意喚起を行なって頂きました。藤沢管内での労働災害数、災害の形態、実例などが見える化した資料にてご説明。加えて経験事例等、実務者目線での内容は非常に分かりやすいものであり参加された40名弱の方の中には熱心に聞き入る方や積極的にメモを取る方も居られ確かな手応えを感じました。言葉は悪くなりますが、労働基準監督署と云えば何かを起こした時にお叱りを受ける所や、お目付け役的な存在である所等が一般的な認識と思います。実際、私の周りにもそう言った方も居られます。今回はそういった関係ではなく、監督



資料を熱心に確認されていました



墜落防止ポイント等、メモを取られる方々

官自から現場に寄り添った形で労働災害防止について同じ目線に立ち、非常に丁寧に分かりやすくご説明頂いた事が手応えを感じた一番の理由だと思います。

今後の注意喚起の日程についてもスケジューリング頂いています。

3. 緊急事態こそ融通無碍・臨機応変に迅速対応を!!

話は前後しますが取組2を立案している最中、藤沢労働基準監督署殿より「墜落死亡災害の防止対策の強化について（緊急要請）」が支部長宛に発せられ、支部でも独自の文章を作成し同時に注意喚起しましたが事態は緊急です。更なる手立てはないか？と考えた結果取組2を実行するまでの暫定策として令和4年7月5日KYT（危険予知訓練）、7月22日フルハネス特別教育の冒頭にて私が、注意喚起の背景、（緊急要請）・（お願い）の文章や、災害事例や経験談を元に出来るだけ丁寧に分かりやすく臨場感を持って注意喚起を行いました。こういった緊急事態時にはリーダーシップを極限に発揮し素早いチームワークにて、出来る人が出来ることを可及的速やかに行う事が非常に重要であり、実務者へ直接訴えることで手応えを直に感じる事が出来ます。時間が経てば経つほど意識が薄れ、どこか他人事になる傾向を防ぐためにも迅速さが肝要です。労働災害は待つてはくれません!!



注意喚起する筆者

4. 今後の活動

先ずは2つの取組についての継続です。特に取組1につきましては会員事業場へ展開し、活動状況の共有化を進め労災防止へのベクトルを合わせる。そしてこの活動を次の世代へと受け継ぎ労働災害低減に繋げられる持続可能な活動を目指します。現在は藤沢支部での活動ですが、県全体で取り組めば効果は大きくなるものと思いますので是非広めたいと思っています。

取組2につきましては藤沢労働基準監督署殿とのスケジューリングが必須です。取組1同様、コミュニケーションを取りながら継続的に進めさせて頂ければと思います。

藤沢支部では今までの概念に囚われることなく、どんどん前に進んで参ります。この他にも次なる取組を策略中ですのでまたどこかでご報告できたらと思います。